

## 理 由

当地区は、平成31年3月改定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の土地利用構想では、「市街地ゾーン」として位置づけされている地区である。また、幹線道路沿道に位置する利便性の高い地区であり、この立地特性を活かした商業地を形成することで、賑わいのあるまちづくりを誘導するとともに、周辺地域の環境に配慮した良好な都市環境の形成を図るため、地区計画を決定するものである。